

令和3年6月18日

山口県教育委員会会議議案

山 口 県 教 育 委 員 会

議案

番号	件 名	主管課
1	令和3年度山口県一般会計補正予算（第1号）についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課

報告事項

番号	件 名	主管課
1	「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」の改訂について	教職員課
2	令和3年度全国学力・学習状況調査の実施について	義務教育課
3	第1回「県立高校将来構想検討協議会」の協議概要について	高校教育課
4	令和3年度山口県文化財専門員の採用選考試験の実施について	社会教育・文化財課

令和3年度6月補正予算の概要について

教育委員会

I 感染拡大の防止

1 学校における感染症防止対策

新 学校における感染症防止緊急対策事業	159,493 千円
【学校安全・体育課】	
<u>○ 補正の目的</u>	

部活動に取り組んできた生徒たちの貴重な成果発表の場や修学旅行等の学校行事が安心・安全な活動となるよう、生徒・教職員等へPCR検査を実施します。

○ 事業の概要

- (1) 対象学校
 - ・県立学校及び市立高校
- (2) 対象者
 - ・県外の学校行事及び各種公式大会等へ参加する生徒・教職員等

II 県民生活の安定

1 コロナの長期化に伴い生じる学校生活に関する課題への対応

新 県立高等学校等県内修学旅行支援事業	195,476 千円						
【高校教育課】							
<u>○ 補正の目的</u>							
新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行先を県内に振り替えた場合の旅行費用等を支援することで、県内での安心・安全な修学旅行の実施を推進します。							
<u>○ 事業の概要</u>							
<ul style="list-style-type: none"> (1) 対象学校 県立学校 (2) 対象経費 							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内修学旅行支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○旅行先を県内に振り替えた場合の旅行費用（宿泊費、バス代）の支援 [補助率] 1/2 [補助上限] <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費：1泊あたり7千円／人 ・バス代：1日あたり3千円／人 </td></tr> <tr> <td>キャンセル料等支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○旅行の中止・延期等により発生した経費の支援 [補助率] 10/10 </td></tr> </tbody> </table>		区分	事業内容	県内修学旅行支援	<ul style="list-style-type: none"> ○旅行先を県内に振り替えた場合の旅行費用（宿泊費、バス代）の支援 [補助率] 1/2 [補助上限] <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費：1泊あたり7千円／人 ・バス代：1日あたり3千円／人 	キャンセル料等支援	<ul style="list-style-type: none"> ○旅行の中止・延期等により発生した経費の支援 [補助率] 10/10
区分	事業内容						
県内修学旅行支援	<ul style="list-style-type: none"> ○旅行先を県内に振り替えた場合の旅行費用（宿泊費、バス代）の支援 [補助率] 1/2 [補助上限] <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費：1泊あたり7千円／人 ・バス代：1日あたり3千円／人 						
キャンセル料等支援	<ul style="list-style-type: none"> ○旅行の中止・延期等により発生した経費の支援 [補助率] 10/10 						

令和3年度山口県一般会計補正予算（6月補正）

教育委員会

■歳出予算

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	126,292,014	354,969	354,969	0	0	0	126,646,983
項) 教育総務費	21,323,341	195,476	195,476	0	0	0	21,518,817
目) 教育指導費	671,250	195,476	195,476	0	0	0	866,726
事項) 学校指導管理費	21,056	195,476	195,476	0	0	0	216,532
項) 保健体育費	588,468	159,493	159,493	0	0	0	747,961
目) 保健体育総務費	493,809	159,493	159,493	0	0	0	653,302
事項) 学校保健管理指導費	150,198	159,493	159,493				309,691
款) 災害復旧費	60,000	0	0	0	0	0	60,000
教育委員会合計	126,352,014	354,969	354,969	0	0	0	126,706,983

学校における働き方改革の推進について

教育庁教職員課

1 現状

- 本県教員の勤務状況

[教員 1 人当たりの 1 か月時間外在校等時間の状況]

	小学校	中学校	県立学校
平成28年度	40.8 時間	56.7 時間	43.6 時間
令和元年度	39.0 時間	50.5 時間	36.4 時間
削減率 ※平成28年度比	△4.6%	△11.0%	△16.5%
令和2年度	37.6 時間	45.9 時間	29.8 時間
削減率 ※平成28年度比	△7.9%	△19.0%	△31.5%

※令和2年3～5月 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業

[時間外在校等時間 1 か月当たり 45 時間超、80 時間超、100 時間以上の人数 (令和2年度)]

区分	小学校		中学校		県立学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
45 時間超	1,451	34.5	1,148	46.4	753	22.1
80 時間超	147	3.5	285	11.5	192	5.6
100 時間以上	18	0.4	96	3.9	82	2.4

【課題】

勤務時間外に行われている「部活動の指導」「学年や学級の業務」「教材研究」「校務分掌の業務」等について、業務の効率化や削減の検討が必要

2 これまでの取組等

- 業務改善目標の設定(H29.3)

目標：平成29年度からの3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減

- 「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」の策定(H30.3)

- 「時間外在校等時間の上限に関する方針」の策定(R2.3)

上限：月45時間以内、年360時間以内

- 「『休日のまとめ取り』のための1年単位の変形労働時間制」適用に向けた関係条例等の整備(R3.3)

3 今後の取組

「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」を改訂し、「時間外在校等時間の上限に関する方針」に基づき、学校における働き方改革を推進していく。

「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」改訂の概要

教育庁教職員課

1 目標・期間

- 目標

時間外在校等時間の上限方針の遵守

「月45時間、年360時間を超える教員の割合を0%に近づける。」

- 期間 当面、令和6年(2024年)3月まで

※取組の検証、国の施策等を踏まえ、令和6年(2024年)3月にプランを見直し

2 改訂方針

プランの3つの柱「業務の見直し・効率化」「勤務体制等の改善」「学校支援人材の活用」を継承し、その実現に向けた13の取組（見直し）を設定するとともに、「ICTの活用」と「コミュニティ・スクールの仕組みの活用」を各取組に共通の重視する視点とする。

3 取組の概要

3つの柱と13の取組による働き方改革の推進

3つの柱	13の取組	内容等
柱1 業務の見直し・効率化	①事業・校務等の総点検と精選	調査や会議等の精選・簡素化
	②統合型校務支援システムの導入と運用	県立学校への導入前倒し(令和3年度完了)と小中学校への導入検討 拡
	③校務におけるICTの活用促進	ICT機器等の活用と教職員のICT活用能力向上に向けた支援 新
	④学校・教師が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進	学校・教師が担う業務の役割分担等の検討と保護者・地域への理解促進 拡
柱2 勤務体制等の改善	⑤勤務時間管理の適正化と継続的な状況把握	ICカード等を利用した勤務時間管理システムの整備・活用
	⑥意識改革を図る研修の充実	教職員の意識改革を図るための研修会の開催
	⑦部活動の適正化	部活動方針に基づく活動の徹底 拡 新たな体制整備(地域部活動)の検討 新
	⑧留守番電話の活用	時間外の留守番電話対応(県立学校)
	⑨メリハリのある働き方のルール化	「時差出勤」「最終退校時刻」「ノー残業デー」「学校閉庁日」の実施 国の方改正を踏まえた規定の整備 新
柱3 学校支援人材の活用	⑩コミュニティ・スクールの仕組みの活用	多様な人々による熟議・協働活動の促進と人材の活躍の場の創出 新
	⑪学校業務支援員の配置	事務的業務を補助する人材配置への支援
	⑫部活動指導員の配置	部活動の専門的指導等を担当する人材の配置・支援
	⑬ICT支援員の配置	日常的なICT活用をサポートする支援員の配置 新

4 県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用

- (県教委) プランに基づく各種取組を積極的に展開
- (市町教委) 県教委の取組等を参考に、主体的な取組を推進
- (学 校) 教育委員会からの助言・支援のもと、各学校の課題に応じた取組を推進

5 進行管理

「学校における働き方改革推進室」を中心とした取組の検証・改善

報告事項 2

令和3年度全国学力・学習状況調査の実施について

義務教育課

I 調査の概要

1 調査の目的

○義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査対象

小学校第6学年、特別支援学校小学部第6学年

中学校第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

3 調査実施日

令和3年5月27日（木）

4 調査内容

(1) 教科に関する調査（小学校…国語、算数 中学校…国語、数学）

○出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力 等

○調査問題では、①と②を一体的に問うこととする。

(2) 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

○児童生徒に対する調査

- ・学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査

○学校に対する調査

- ・指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査

5 参加学校数等

○参加学校数 計 414校

- ・小学校 270校（5校が後日実施）
- ・中学校 138校（12校が後日実施）
- ・中等教育学校 1校
- ・特別支援学校 5校

○参加児童生徒数 計 約22,000人

- ・小学校 約11,000人
- ・中学校 約11,000人

II 調査問題の概要

1 教科に関する調査

小学校国語

14問 (H31年度) 14問

○ 興味をもった人物について調べ、スピーチで紹介し合う場面、身近にある便利なものについて調べて考える場面、気持ちよく学校生活を送ることができるよう、自分の考えを学級の友達に主張する文章を書く場面など、全ての問題において日常生活の場面と関連付けられた設定となっている。文章の構成を問う問題や資料を読んで分かったことをまとめて書く問題など、実際の学習場面や学校生活で活用する力をみる問題が出題された。

【特徴的な問題例】

資料を読んで分かったことをまとめて書く問題

相川さんの学級では、身近にある便利なものについて調べています。相川さんは、
面ファスナーを選びました。次は、相川さんが読んだ【資料】です。これをよく読んで、
あとの問い合わせに答えましょう。

【資料】

面ファスナー

面ファスナーは、かきやくつなど、さまざまな製品の留め具として使われています。簡単にくつかけたり、はがしたりすることができる、とても便利な道具です。

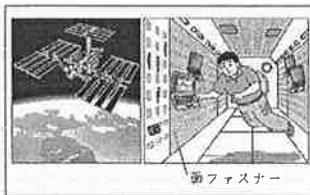
面ファスナーは、一九四八年にスイスで起こったあるでさごとききっかけで開発されました。狩猟のため、愛犬をつれて山に登ったジョルジュ・デ・メストラルは、犬の毛に野生のゴボウの実がたくさんついていたことに気がつきました。不思議に思い、その実を持ち帰って顕微鏡でくわしく調べてみると、ゴボウの実は先の曲がったかぎ状のトゲでおおわれていることがわかりました。そのトゲが犬の毛にからみついていたのです。このことをヒントにメストラルは研究を進めた後、特殊な素材を使い、面ファスナーを作り出しました。

一九六〇年に、日本ではじめて面ファスナーの製造・販売が始まりました。しかし、そのよさや使い道はなかなか世の中に伝わりませんでした。広く知られるようになったきっかけは、一九六四年十月の東海道新幹線の開業でした。新幹線の座席のヘッドレストカバー（頭をあてる布）の留め具として、面ファスナーが採用されたのです。新幹線の清掃作業の際に、数年後、特殊な素材を使い、面ファスナーを作り出しました。

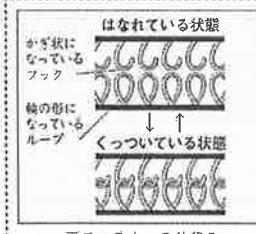
一九八〇年代には、私たちの身近にある製品でも使われるようになりました。財布やかばん、かさなどの家庭用品をはじめ、サポーターや益歯計の巻き付けバンドなどの医療用品にも広がってきました。布のように柔軟性があり、物や体の形にぴったり合わせることができる面ファスナーが発展していったからです。中でも大流行したのが、面ファスナーを使つた運動ぐつでした。ひもぐつに比べ、手間をかけず簡単に取り外せます。同時に、素材の開発も進められました。現在では水に強く熱にも強い素材で作られているものもあります。

また、しっかりとくつつけ簡単にはずすことができる面ファスナーは、宇宙でも使われています。地球のまわりを回る国際宇宙ステーションの中は無重力状態のため、物がうかびます。そこで活躍しているのが面ファスナーです。国際宇宙ステーション内のべや天井には、あらゆる場所に面ファスナーがつけられています。ベンチスプーン、カメラやコンピュータなど、身の回りの全ての物が固定できるようになっているのです。

一人の気づきから誕生した面ファスナーは、人びとの要求に応える形で、活躍の場を広げてきました。身近な生活場面だけでなく、宇宙空間にまで広がり、さらなる便利さが追求されています。



国際宇宙ステーションとその内部



(問題の続き)

三 相川さんは、【資料】の――部を読み、面ファスナーのくっつく仕組みについて考えています。メストラルは、何をヒントに、どのような仕組みの面ファスナーを作り出しましたか。次の条件に合わせて書きましょう。

（条件）

- ヒントになつたことと、面ファスナーのくっつく仕組みが分かるように書くこと。
- 【資料】の中の文章と [] の「面ファスナーの仕組み」から言葉や文を取り上げて書くこと。
- 五十字以上、八十字以内にまとめて書くこと。

※左のげんこう用紙は下書き用なので、使っても使わなくてもかまいません。解答は、解答用紙に書きましょう。

四 相川さんは、【資料】を読み、面ファスナーが宇宙でも使われていることについてまとめています。
面ファスナーは、国際宇宙ステーションの中でどのように使われていますか。次の条件に合わせて書きましょう。

（条件）

- 面ファスナーのよさを取り上げて、国際宇宙ステーションの中での使われ方について書くこと。
- 【資料】から言葉や文を取り上げて書くこと。
- 五十字以上、七十字以内にまとめて書くこと。

※左のげんこう用紙は下書き用なので、使っても使わなくてもかまいません。解答は、解答用紙に書きましょう。

◆の印から書きましょう。どちらで行を変えて、続けて書きましょう。

相川さん

[正答例]

三（例）メストラルは、ゴボウの実が犬の毛にからみついていたことをヒントに、カギ状のフックが輪の形をしたループに引っかかることでくっつく仕組みの面ファスナーを作り出した。（80字）

四（例）面ファスナーはしっかりとくっつきかん单にはがせることから、物がうかぶ国際うちゅうステーションの中で、身の回りの全ての物の固定に使われている。（70字）

- 平行四辺形の面積を求める際に、高さをどのように求めたのかという問題解決の方法を説明する問題や、基準量を1としたときに比較量が示された小数に当たる理由を言葉や数を用いて説明する問題が出題された。また、身の回りの事象について、統計的に問題解決するために、集めるべきデータを判断したり、データを分類整理したり、表やグラフからデータの特徴や傾向を読み取ったりすることができるかどうかを見る問題が出題された。

【特徴的な問題例】

身の回りの事象について、統計的に問題解決するために、集めるべきデータを判断したり、データを分類整理したり、表やグラフからデータの特徴や傾向を読み取ったりすることができるかどうかを見る問題

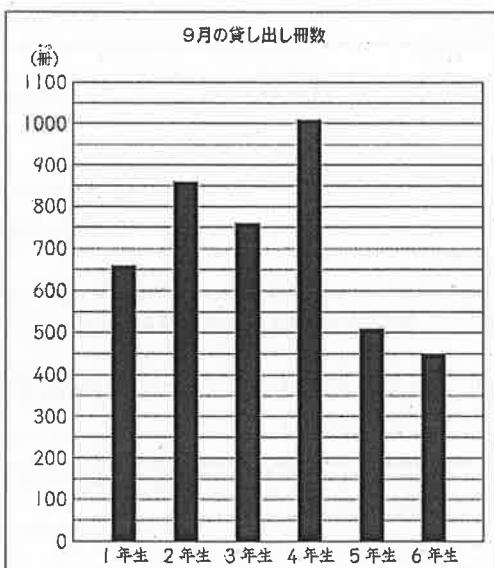
3

ひよりさんたちは、10月の図書委員会で、図書室の本の貸し出しの様子について話し合っています。



最近、5年生と6年生は、ほかの学年より本を借りていないのではないか。
ひより

そこで、9月の貸し出し冊数を調べ、下のグラフに表しました。



(1) 左のグラフの、6年生の貸し出し冊数は何冊ですか。

以下のアからエまでのなかから、最もふさわしいものを一つ選んで、その記号を書きましょう。

- ア 401冊
- イ 405冊
- ウ 410冊
- エ 450冊

(2) 9月の貸し出し冊数について、左のグラフからどのようなことがわかりますか。

以下のアからエまでのなかから、最もふさわしいものを一つ選んで、その記号を書きましょう。

- ア 貸し出し冊数がいちばん多い学年は、2年生である。
- イ 2年生の貸し出し冊数は、3年生の貸し出し冊数の約2倍である。
- ウ 5年生の貸し出し冊数は、4年生の貸し出し冊数の半分くらいである。
- エ 1年生と3年生の貸し出し冊数の差は、約200冊である。

[正答例] (1) エ (2) ウ

(問題の続き)

ほかの月の貸し出し冊数も調べてみると、5年生と6年生の貸し出し冊数は、ほかの学年より少ないとわかりました。



どうして、5年生と6年生の貸し出し冊数が少ないのでしょうか。



読書が好きな人が少ないのでしょうか。

そこで、ひよりさんたちは、5年生と6年生の189人にアンケート調査をしました。

(3) まず、読書が好きかどうかについてと、図書室で本をよく借りているかどうかについて、2つの質問の結果に着目しました。

質問1 「読書が好きですか」

はい 171人
いいえ 18人

質問2 「9月に図書室で5冊以上借りましたか」

はい 61人
いいえ 128人



読書が好きな人は171人もいるのに、9月に図書室で5冊以上借りた人は61人しかいませんね。



読書が好きなのに、図書室で本をあまり借りなかった人は何人くらいいるのでしょうか。

2つの質問の結果について、下の表に整理し直すことにしました。

図書アンケートの2つの質問の結果 (人)

読書が好きですか	はい	9月に図書室で5冊以上借りましたか		合計
		はい	いいえ	
はい	①	②	③	
いいえ	④	⑤	⑥	
合計	⑦	⑧	189	

「読書が好きですか」に「はい」と答えていて、「9月に図書室で5冊以上借りましたか」に「いいえ」と答えている人は、114人いることがわかりました。

「114」は、表のどこにあてはまりますか。①から⑧までのなかから1つ選んで、その番号を書きましょう。

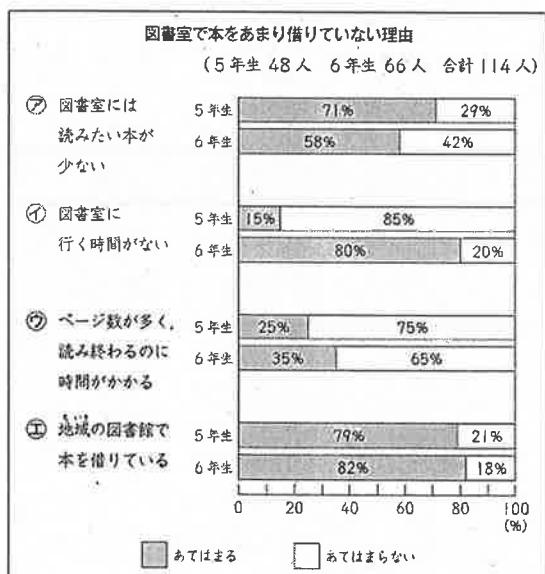
[正答例] (3) ②

(4) 次に、ひよりさんたちは、読書が好きなのに、図書室で本をあまり借りなかった114人に着目しました。



図書室で本をあまり借りていない理由について、5年生と6年生で、ちがいがあるのでしょうか。

そこで、114人のアンケート調査の結果を、5年生と6年生に分けて、以下のグラフに表しました。



ひよりさんたちは、左のグラフとともに、気づいたことについて話し合っています。

そうたさんとあやさんは、左のグラフの中の⑦から⑩までの4つの項目について、「あてはまる」と答えた人の割合に着目しました。



5年生と6年生で、「あてはまる」と答えた人の割合が同じくらいの項目があります。



5年生と6年生で、「あてはまる」と答えた人の割合が大きくちがう項目もありますね。

左のグラフについて、5年生と6年生で、「あてはまる」と答えた人の割合のちがいが、いちばん大きい項目はどれですか。また、その項目について、「あてはまる」と答えた5年生と6年生の割合はそれぞれ何%ですか。

項目とそれぞれの割合を、言葉と数を使って書きましょう。

[正答例] (4)

(例) 5年生と6年生で、「あてはまる」と答えた人の割合のちがいが、いちばん大きい項目は、①図書室に行く時間がないです。

5年生が15%で、6年生が80%です。

(問題の続き)

(5) ひよりさんたちは、アンケート調査の結果について、話し合っています。



図書室には読みたい本が少ないと思っている人や、^{地域の}図書館で本を借りている人が多いことがわかりました。



図書室でもっと本を借りてもらうために、5年生と6年生の読みたい本と、多くの5年生と6年生に読まれている本を、学校の図書室に置いてもらうことにしてはどうでしょうか。

そこで、5年生と6年生の読みたい本と、多くの5年生と6年生に読まれている本を、調べることにしました。

5年生と6年生から、どのようなデータを集めるとよいですか。

以下の1から5までのなかから、ふさわしいものを2つ選んで、その番号を書きましょう。

- 1 学校の図書室をよく利用している曜日
- 2 学校の図書室に置いてほしい本の題名
- 3 学校の図書室をよく利用している時間帯
- 4 地域の図書館をよく利用している曜日
- 5 地域の図書館で最近借りた本の題名

[正答例] (5) 2、5

- 各中学校の代表が地域清掃活動についてテレビ会議を行う場面、「言葉の使い方にについて」というテーマで意見文を書く場面、電子メールを書く場面など、全ての問題において、日常生活の場面と関連付けられた設定となっている。話合いのやり取りを踏まえ、どのようなことについて発言すればよいかを考える問題、事前に確かめておきたいことについて相手に失礼のないようにメールに書く問題など、実際の学習場面や学校生活で活用する力をみる問題が出題された。

【特徴的な問題例】

話合いのやり取りを踏まえ、どのようなことについて発言すればよいかを考える問題

①

各校の取り組みについて、質疑応答に入れます。今日は、原則として、一つの質問に対する答えが終わってから、次の質問をするようにしてください。地域清掃活動を活性化させるために、他校に聞きたいことはありませんか。



第一中学校 本田さん (司会)

②

第一中学校に質問があります。担当する清掃場所を細かく分ける取り組みに興味をもったのですが、その取り組みで清掃活動どのように活性化したのですか。



青空中学校 山下さん

③

第一中学校では、清掃場所を細かく分け、担当する場所を自分たちで決めることによって、一人一人が責任をもって活動するようになりました。また、本校は地域の方と合同で清掃活動を行っているのですが、そのための事前打ち合わせに、昨年度は担当場所の代表も参加しました。その結果、地域の方といっそう協力して取り組むことができるようになりました。



第一中学校 石川さん

④

一人一人が責任をもって活動するようになったということですね。また、地域の方との打ち合わせに担当場所の代表が参加したことでも、活性化につながったということでした。青空中学校の山下さん、よろしいですか。



第一中学校 本田さん (司会)

⑤

はい。ありがとうございます。青空中学校では、生徒だけで清掃活動を行っていますが、今後は地域の方と合同で行うことも検討してみたいと思います。そこで、もう少し質問したいことがあります。第一中学校では、地域の方との合同の清掃活動をどのような手順で進めているのかを、具体的に教えてもらえますか。



青空中学校 山下さん

⑥

西中学校でも、地域の方との合同の清掃活動を考えたいと思います。また、実施回数も見直そうと思うのですが、回数を増やしたことでの生徒たちの取り組み方がどう変わったのかを、青空中学校に質問したいです。



西中学校 大野さん

1 質疑応答の一部

【資料】

● 時間 5月20日(木) 15:50~16:30

● 参加者 第一中学校: 本田(司会)、石川
青空中学校: 山下
西中学校: 大野

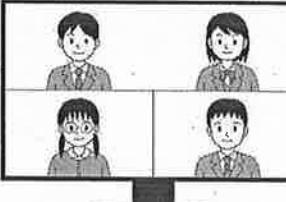
● 目的 各校での地域清掃活動を活性化するために、昨年度行った取り組みの工夫について情報交換を行う。

● 会議の流れ

(1) 会議の目的の説明	(3分)
(2) 各校の取り組みの報告	(各校3分)
(3) 質疑応答	(25分)
(4) まとめ	(3分)

● 各校の取り組み

学校名	昨年度行った工夫
第一中	担当する清掃場所を細かく分ける。
青空中	実施回数を年1回から3回に増やす。
西中	実施時期を5月から8月に変える。



● 梶山市の中学校では、各校の代表が参加し、地域清掃活動についてテレビ会議を行っています。この会議の司会は、第一中学校の本田さんです。次は、各校の代表に配られた【資料】と、【資料】にある【質疑応答】での【話し合いの一部】の①から⑥は、発言の順序を表します。

(問題の続き)

一 「話し合いの一題」における司会の本田さんの発言④は、話し合いの中でどのような役割を果たしていますか。次の1から4までのうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- 1 話し合いの方向を転換する役割。
- 2 参加者の発言の要点を確認する役割。
- 3 参加者の発言の不足を指摘する役割。
- 4 話し合いの進行の仕方を提案する役割。

二 「話し合いの一題」における青空中学校の山下さんの発言⑤について説明したものとして最も適切なものを、次の1から4までの中から一つ選びなさい。

- 1 石川さんの発言の中で納得できなかったことについて、発言の根拠を明らかにするために質問をしている。
- 2 石川さんの発言の中で理解できなかったことについて、発言の意図を確かめるために質問をしている。
- 3 石川さんの発言の中で関心をもったことについて、さらに詳しく知るために質問をしている。
- 4 石川さんの発言の中で共感したことについて、共感点明確にするために質問をしている。

三 青空中学校の大野さんの発言⑥のあとで、参加者の一人が発言します。あなたは「誰がどのようなどついて発言するとよい」と考ぎますか。また、そのように考めたのはなぜですか。本田さん、石川さん、山下さんの中から一人を選び、⑦の参加者を選んでください。

なお、読み返して文意を直したいときは、一本線で消したり行間に書き加えたりしてもかまいません。

- 条件1 「話し合いの一題」の①から⑥までのやりとりを読まえ、どのようなどついて發言すればよいのかを書くこと。
- 条件2 条件1のようく考えた理由を具体的に書くこと。

※ 左の部は、「下書きに使ってもかまいません。解答は必ず解説用紙に書きなさい。」

「選んだ参加者の記号を塗りつぶしなさい。」

選んだ参加者

Ⓐ 本田さん Ⓛ 石川さん Ⓝ 山下さん

[正答例]

- 一 2
二 3

三 (例) 選んだ参加者: A

本田さんが、次の発表者として石川さんを指名すればよい。なぜなら、山下さんの質問に石川さんが答える前に、大野さんが別の質問をしたからだ。

- 自然数でつくられた表を四角で囲んだときのきまりを帰納的に見いだし、考察する問題や、合同な图形の性質や平行線の性質などを用いて、2つの三角定規を組み合わせてできる四角形について考察する問題が出題された。また、「データの活用」の領域では、度数の理解を問う問題や、事象を理想化・単純化してその特徴を的確に捉え、問題解決の方法を考え、それを数学的に説明する力をみる問題などが出題された。

【特徴的な問題例】

事象を理想化・単純化してその特徴を的確に捉え、問題解決の方法を考え、それを数学的に説明する力をみる問題

- 7 学級委員の健斗さんは、2分間スピーチの時間を見かるための砂時計をペットボトルで作ることにしました。その砂時計は、ペットボトルに砂を入れ、砂を通すための穴を開けた厚紙をペットボトルの間にはさんで作ります。

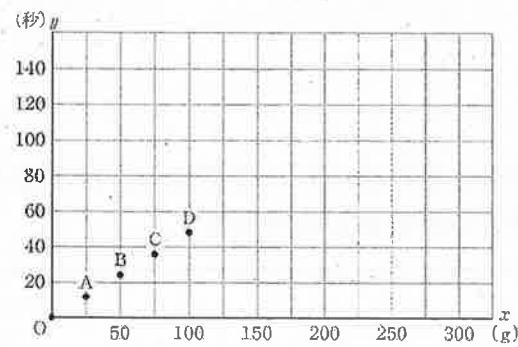
健斗さんは、ペットボトルに入れる砂の重さを決めると、砂が落ちきるまでの時間が決まると考えました。そこで、砂の重さが $x\text{ g}$ のときに、砂が落ち始めてから落ちきるまでの時間を $y\text{ 秒}$ として調べ、その結果を、次のように表にまとめ、下のグラフに表しました。



調べた結果

砂の重さと砂が落ちきるまでの時間

砂の重さ $x\text{ (g)}$	0	25	50	75	100
砂が落ちきるまでの時間 $y\text{ (秒)}$	0	11.9	24.2	36.0	48.3



次の(1)、(2)の各問いに答えなさい。

- (1) 調べた結果のグラフにおいて、砂の重さが75gのときに、砂が落ちきるまでの時間が36.0秒であったことを表す点はどれですか。点Aから点Dまでの順序を1つ書きなさい。

- (2) 健斗さんは、2分をかかるために、砂時計に必要な砂の重さを調べます。

そこで、調べた結果のグラフにおいて、原点Oから点Dまでの点が一直線上にあるとし、砂の重さが増えてもすべての点が同じ直線上にあると考えることにしました。

このとき、2分をかかるために必要な砂の重さを求める方法を説明しなさい。ただし、実際に必要な砂の重さを求める必要はありません。



[正答例]

- (1) C
(2) 説明

(例) 原点Oを通る直線のグラフをかき、 $y=120$ のときの x 座標を読む。

3 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の特徴

児童生徒質問紙 小学校：69問（+11問）中学校：69問（増減なし）※H31との比較

携帯電話・スマートフォンやコンピュータ、家にある本の量、5年生（中学校：1、2年生）までに受けた授業、新型コロナウイルス感染拡大で学校が臨時休校していた時期に関する質問等が追加された。

小学校と中学校で文言等、多少の変更はあるものの、同一の質問となった。

【新たに追加された主な質問】

○携帯電話・スマートフォンやコンピュータ (4) (5) (27) (28) (29)

- ・携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家人と約束したことを行っていますか。
- ・普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲームをしますか。
- ・あなたは学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、どの程度使用していますか。
- ・学習の中でコンピュータなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか。
- ・普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、スマートフォンやコンピュータなどのICT機器を、勉強のために使っていますか。

○家にある本の量について (22)

- ・あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか。（雑誌、新聞、教科書は除きます。）

○5年生（中学校：1、2年生）までに受けた授業について (31) (34) (35) (36) (62)

- ・学級の友達との間で話し合う活動では、話し合う内容を理解して、相手の考えを最後まで聞き、友達の考え（自分と同じところや違うところ）を受け止めて自分の考えをしっかりと伝えていましたか。
- ・授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめたり、思いや考えをもとに新しいものを作り出したりする活動を行っていた。
- ・授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた。
- ・友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができていますか。
- ・英語の授業では、（英語で話したり書いたりして、）自分自身の考え方や気持ちを伝えうことができていた。

○新型コロナウイルス感染拡大で学校が臨時休校していた時期について (64)～(67)

- ・勉強について不安を感じた。
- ・計画的に学習を続けることができた。
- ・規則正しい生活を送っていた。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、学校からの課題で分からぬことがあったとき、どのようにしていましたか。

学校質問紙 小学校：91問（+27問）中学校：91問（+11問）※H31との比較

新型コロナウイルス感染症の影響による学校の臨時休業等についての質問等が追加された。小学校と中学校で文言等、多少の変更はあるものの、同一の質問となった。

【令和3年度質問項目】

- 新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目
- 1 学校規模等
- 2 生徒指導等
- 3 学校運営に関する状況／教職員の資質向上に関する状況
- 4 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況
- 5 総合的な学習の時間、学級活動、特別の教科 道徳の指導方法
- 6 学習評価
- 7 国語科の指導方法
- 8 算数科の指導方法
- 9 英語の指導方法
- 10 I C T を活用した学習状況
- 11 特別支援教育
- 12 小学校教育と中学校教育の連携
- 13 家庭や地域との連携等
- 14 家庭学習
- 15 調査結果の活用

参考 【平成31年度質問項目】

- 1 学校規模等
- 2 生徒指導等
- 3 学校運営に関する状況
- 4 教職員の資質能力の向上
- 5 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況
- 6 国語科の指導方法
- 7 算数科の指導方法
- 8 英語科の指導方法
- 9 I C T を活用した学習状況
- 10 特別支援教育
- 11 小学校教育と中学校教育の連携
- 12 家庭や地域との連携等
- 13 家庭学習
- 14 調査結果の活用

新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目、校長としてよりよい学校運営を行うための取組、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況、学習評価、I C T を活用した学習状況、調査結果の活用に関する質問等が新たに追加された。

【新たに追加された主な質問】

○新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目 I ~ XI

(学校の全部を休業していた期間中)

- ・家庭学習としてどのようなものを課していたか。
- ・児童生徒の学習状況や生活状況について、どのような手段で把握したか。
- ・I C T 環境がない家庭の児童に対して何らかの支援（配慮）を行っていたか。
- ・家庭学習における I C T 活用について、どのような課題があったか。

○学校運営に関する状況／教職員の資質向上に関する状況 (12) ~ (28)

- ・校長として、よりよい学校運営を行うために、どのようなことを考えるか。
(校長として、よりよい学校運営を行うために)
- ・教員が授業で問題を抱えている場合、率先してそのことについて話し合ったか。
- ・教員が学級の問題を抱えている場合、ともに問題解決に当たることを行ったか。

○主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況 (29) ~ (40)

- ・児童生徒は、授業において、自らの考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して、発言や発表を行うことができている。
- ・児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、相手の考えを最後まで聞くことができている。

- ・知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習を、計画的に取り入れた。
- ・各教科等の授業などで、調べたことや考えたことを800字(400字詰め原稿用紙2枚)【中:1,200字(400字詰め原稿用紙3枚)】程度で児童生徒にまとめさせたことがあった。

○学習評価 (45) ~ (48)

- ・児童生徒の学習評価の結果を、その後の教員の指導改善や児童生徒の学習改善に生かすことを心がけた。
- ・児童生徒のよい点や改善点などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにした。
- ・創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、評価規準や評価方法の教員間での明確化・共有化や、学年会や教科等部会等の校内組織の活用など、組織的かつ計画的な取組をした。
- ・授業の中で目標(めあて・ねらい)を児童生徒に示し、授業の最後に学習したこと振り返る活動を計画的に取り入れた。

○ICTを活用した学習状況 (63) ~ (75)

- ・前年度に、教員が大型提示装置(プロジェクター、電子黒板など)などのICT機器を活用した授業を、1クラス当たりどの程度行ったか。
- ・教員は、学習履歴(スタディ・ログ)をはじめとした様々な教育データを児童生徒の状況に応じた指導に活用している。
- ・教員がコンピュータなどのICT機器の使い方を学ぶために必要な研修機会。
- ・コンピュータなどのICT機器の活用に関して、学校に十分な知識をもった専門スタッフ(教員は除く)がいるなど技術的にサポートできる体制。
- ・児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレット等の端末を、どの程度家庭で利用できるようにしているか。

○調査結果の活用 (88-1) ~ (91)

- ・学校が独自に実施するテストや、学力・学習状況調査等で作問する際に参考としている。
- ・学校が独自に作成する教材の内容を検討する際に活用している。
- ・児童生徒の傾向や課題を把握するために活用している。
- ・学校が実施する学力・学習状況調査等、他の調査結果を組み合わせた分析を行っている。
- ・保護者や地域の人の学校教育活動への協力・連携を進めるために活用している。

令和3年度第1回県立高校将来構想検討協議会における協議の概要について

1 開催日時、会場、会議形式

令和3年5月31日（月）午後3時～午後5時
県庁4階 共用第2会議室（オンライン会議）

2 協議会の概要

（1）会長、副会長選出

会長 鷹岡 亮（国立大学法人山口大学教育学部学部長）
副会長 宇佐美理世（リソラ社会保険労務士法人代表）

（2）山口県における県立高校の現状について

中学校卒業者数の推移や本県高等学校の現状、再編整備の状況、中学生の進路希望等について、資料をもとに事務局が説明し、協議

（3）教育を巡る国の動き、第2期将来構想における取組状況と課題について

新学習指導要領や中教審答申等、現行将来構想の取組状況等について、資料をもとにシンクタンク（株式会社日本総合研究所）が説明し、協議

（4）次期県立高校将来構想の策定について

構想の策定趣旨、検討事項、スケジュール、構成案等について、資料をもとに事務局が説明し、協議

（5）まとめ

次回はめざすべき県立高校像、教育活動、教育環境等について協議をする予定

3 委員からの意見

- 未来を生きる子どもたちに求められる資質・能力が、まさに社会人に求められる力でもある。小中高大だけでなく、社会全体を通して育していくべきである。
- 次期県立高校将来構想の構成案については、多くの委員の意見が反映されるとよい。
- 普通科の生徒も、社会や地域の課題を解決したいと思っているため、生徒の将来につながる学習ができる学校が必要である。
- 中山間地域と都市部の地域で特徴が異なるため、子どもたちにとってどのような学校の在り方が望ましいのかを考えていかなければならない。
- 「高校における特別支援教育の充実」または「インクルーシブ教育システムの構築」といった視点の項目を入れた方がよい。
- 普通科を希望する中学生が多い中、山口県は工業科を多く設置していると感じる。
- 生徒の希望に添う形で、学校・学科の在り方を検討してほしい。

報告事項 4

令和3年度山口県文化財専門員の採用選考試験の実施について

1 職種

文化財専門員（考古）

2 採用予定日

令和4年4月1日

3 採用予定人員

1名程度

4 職務内容

教育委員会事務局、博物館、埋蔵文化財センター（指定管理）において、埋蔵文化財等に関する業務、その他の行政事務に従事。

- 埋蔵文化財の保護・活用
- 埋蔵文化財の発掘調査の指導・調整
- 考古資料（遺構、遺物）等に関する調査研究、資料収集、展示、教育普及、研究発表等
- その他、文化財保護行政に関すること

5 応募資格

次のいずれにも該当する者。

- ア 昭和52年（1977年）4月2日以降に生まれた者
- イ 大学又は大学院で、考古学又は文化財学を専攻又は研究した者で、大学院の修士課程修了（令和4年3月31日までに修了見込みの者を含む。）又は、同等の研究経験・実務経験を有する者
- ウ 学芸員の資格を有する者
(令和4年3月31日までに資格取得見込みの者を含む。)

6 応募書類の受付期間

令和3年6月24日（木）から令和3年7月26日（月）まで

7 選考の期日

- (1) 第1次選考 令和3年 8月中旬 書類選考
- (2) 第2次選考 令和3年 9月12日（日） 面接試験
会場：山口県庁
- (3) 合格者発表 令和3年10月上旬

報告事項 1 別冊資料

報告事項 4 別冊資料

令和 3 年 6 月 18 日

山口県教育委員会会議議案

山 口 県 教 育 委 員 会

山 口 県
学校における働き方改革加速化プラン
【改訂版】
(案)

令和3年（2021年）7月

山口県教育委員会

關口山
之元氣流傳之研究
〔附圖〕

日本（廣島）宇治清吉
著
臺灣總督府圖書局

－ 目 次 －

I 改訂に当たって	P 1
II これまでの取組の状況	P 2
III 新たな目標・期間	P 9
IV 取組の推進体制	P 11
V 取組の柱	P 12
VI 具体的な取組内容	P 13
VII 県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用	P 26

I 改訂に当たって

平成29年12月に、文部科学省において「学校における働き方改革に関する緊急対策」が取りまとめられたことを踏まえ、県教育委員会では、平成30年3月に「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」を策定し、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、市町教育委員会と連携しながら、業務の見直し・効率化、勤務体制等の改善や学校支援人材の活用などに取り組んできました。

さらに、令和元年12月、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を「指針」に格上げすること等を内容とする給特法の改正を踏まえ、本県の条例、規則を改正し、令和2年度から教育職員の時間外在校等時間の上限を「月45時間、年360時間」と定め、業務量の適切な管理を進めているところです。

このような中、令和3年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」においても、学校における働き方改革の実現等により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができていることなど、実現すべき教師の理想的な姿を描いています。

本県におけるこれまでの働き方改革推進に向けた取組により、教職員の勤務時間に対する意識の向上や、時間外在校等時間の縮減等の一定の効果が得られたものの、学校では依然として厳しい勤務の実態があることから、これまでのプランに基づく取組の成果と課題を整理し、今後の学校における働き方改革の方向性を取りまとめ、プランを改訂することとしました。

市町教育委員会や学校現場の教職員、その他関係機関の皆様、さらには保護者や地域の皆様方におかれましては、本プランの趣旨を御理解いただき、共に取組を進めていただきますようお願いいたします。

II これまでの取組の状況

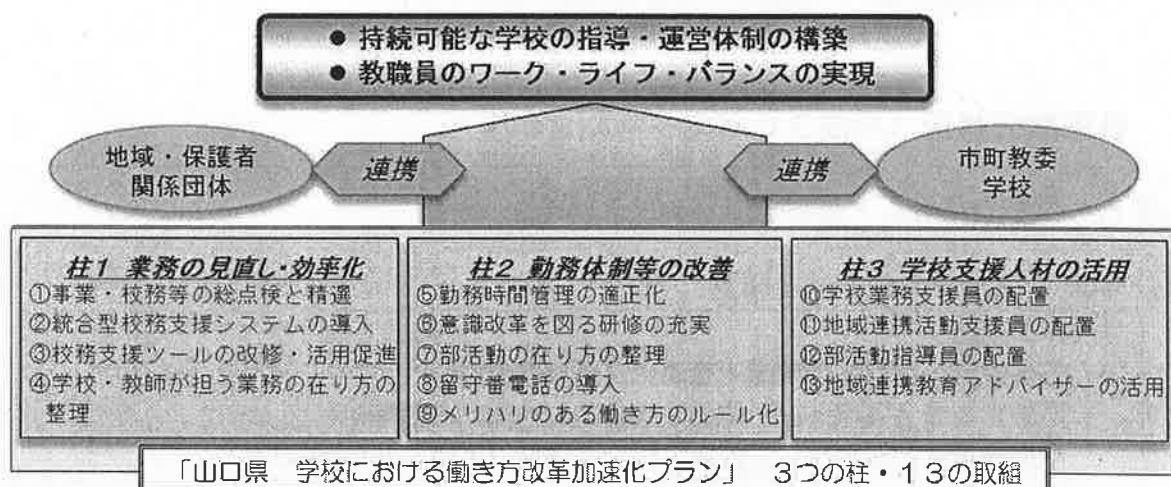
1 目標

平成29年度からの3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減

※平成31年度の教員の時間外業務時間を、平成28年度比30%減とする。

2 プランによる取組（プラン策定：平成30年3月）

「業務の見直し・効率化」「勤務体制の改善」「学校支援人材の活用」の3つの柱と、それを具体化した13の取組を設定し、学校における働き方改革の加速化を図ることとしました。



3 目標の達成状況

[教員一人当たりの1か月の平均時間外業務時間]

	小学校	中学校	県立学校
平成28年度	40.8 時間	56.7 時間	43.6 時間
令和元年度 (平成31年度)	39.0 時間	50.5 時間	36.4 時間
削減率	4.6%削減	11.0%削減	16.5%削減

【参考：令和2年度】

	小学校	中学校	県立学校
令和2年度	37.6 時間	45.9 時間	29.8 時間
平成28年度比 削減率	7.9%削減	19.0%削減	31.5%削減

※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業（4・5月）

[目標達成に至らなかつた主な要因] (R元年度 県教委調査(全校長・市町教委対象)等による)

【小学校】

- ・新学習指導要領への対応のため、教材研究やカリキュラム編成等の準備が必要となつた。

【中学校・高等学校】

- ・令和元年度途中に策定した部活動方針の取組の効果が十分でなかつた。

- ・個別の学習指導や進路指導の時間を削減できない状況があつた。

【全校種】

- ・大量退職に伴い増加した教職経験年数の短い教員が、綿密な教材研究や授業準備に費やす時間が増加する状況があつた。

[取組による効果] (R元・2年度 県立学校長・市町教委へのヒアリングによる)

- ・教職員の勤務時間に対する意識の向上を図ることができた。

- ・管理職の学校組織マネジメントへの意識の向上を図ることができた。

- ・プランの取組を通して保護者や地域の理解が進んできた。

4 各取組の状況(平成30年度～令和2年度)

柱1. 業務の見直し・効率化

① 事業・校務等の総点検と精選

[具体的取組]

○ 各種会議・諸調査の精選・簡素化【毎年度実施】

- ・県教育委員会各課・室が開催する会議の一体的な開催や各課・室による類似の調査や重複項目の洗い出し、整理・統合を実施(平成18年度～)

学校の業務として教員が出席する会議 H18：96→R1：63 (△33)

業務として教員が回答する調査 H18：93→R1：74 (△19)

- ・教職員を対象とした各種会議・諸調査の年間スケジュールを作成し、各学校に配布

○ 各種事業等の精選・簡素化【毎年度実施】

- ・県教育委員会における各種事業の総点検及び事業等の精選・簡素化を検討・実施

○ 教育関係団体等への協力依頼【随時実施】

- ・学校に対する教育関係団体等からの調査や参加・協力依頼の精選・簡素化の協力依頼

② 統合型校務支援システムの導入

※ 統合型校務支援システム：生徒の基本情報、成績処理、出欠管理、保健関係情報などを統合して管理・処理するシステム

[具体的取組]

○ システム導入に向けた体制構築【平成30年度実施】

○ システムの整備・運用【令和元・2年度順次整備、令和3年度全校整備完了予定】

- ・県立高等学校、県立中等教育学校、県立中学校へ順次導入

③ 校務支援ツールの改修・活用促進

※ 校務支援ツール：小・中学校における通知票や指導要録の作成を支援するためのツール

[具体的取組]

○ 校務支援ツールの改修【小学校：令和元年度実施、中学校：令和2年度実施】

- ・新学習指導要領に対応した内容に改修

○ 校務支援ツールの活用促進【毎年度実施】

- ・市町教育委員会担当者等を対象とした操作に係る研修会を開催

④ 学校・教師が担う業務の在り方の整理

[具体的取組]

○ 学校・教師が担う業務の役割分担等の検討【随時実施】

○ 新たな役割分担等に沿った業務の推進【随時実施】

柱2. 勤務体制等の改善

⑤ 勤務時間管理の適正化

[具体的取組]

○ ICカード等の整備・活用【平成30年度整備・活用開始】

- ・県立学校にICカード等を整備
- ・ICカード等による勤務時間管理集計ファイルをやまぐち総合教育支援センターにおいて開発・配付

○ 市町教育委員会への働きかけ【随時実施】

- ・ICカード等が未導入の市町に対して、県立学校の導入・活用等の情報を提供

⑥ 意識改革を図る研修の充実

[具体的取組]

○ 学校における働き方改革に係る研修の充実【平成30年度・令和元年度実施】

平成30年度：管理職対象、参加者総数181名（宇部市教委主催）

令和元年度：管理職・教職員・PTA役員・学校運営協議会委員対象

参加者総数490名（宇部市教委主催）

○ やまぐち総合教育支援センター研修の充実【毎年度実施】

平成30年度：チームとしての学校づくり研修講座（参加者総数80名）

令和元年度：学校における働き方改革研修講座（参加者総数68名）

令和2年度：学校における働き方改革研修講座（参加者総数56名）

⑦ 部活動の在り方の整理

[具体的取組]

- 部活動の休養日等を定めた活動方針の策定【平成30年度・令和元年度実施】
 - ・国の運動部活動ガイドラインを踏まえ、本県の実情に応じた適切な部活動の休養日及び活動時間等の基準を定めた「運動部活動の在り方に関する方針」(H31.3)、「文化部活動の在り方に関する方針」(R1.8)を策定
- 適切な部活動運営のための体制整備【令和元年度実施】
 - ・市町教育委員会や学校において、国の運動部活動ガイドラインや県の方針を踏まえ、休養日や活動時間の設定等を明記した部活動の活動方針を策定
 - ・教員の負担軽減の観点から、部活動指導員を計画的に配置するなど、部活動の運営体制の一層の充実を推進

※ 部活動指導員の配置については「VI 具体的な取組内容 柱3. ⑫」で説明
- 外部団体等と連携した取組の推進【随時実施】
 - ・学校体育団体等と連携し、大会等の統廃合等を主催者に要請
 - ・運動部活動については、スポーツ競技の国内統括団体が作成した指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例など）を積極的に活用し、合理的かつ効率的・効果的な活動に向けた取組を推進

⑧ 留守番電話の導入

[具体的取組]

- 時間外の留守番電話対応【平成30年度整備・対応開始】 ⇒ 全県立学校に整備
- 緊急用携帯電話の整備【平成30年度整備・対応開始】 ⇒ 全県立学校に整備
- 市町教育委員会への情報提供【毎年度実施】
 - ・留守番電話が導入されていない市町に対して、県立学校の導入・運用等の情報を提供

⑨ メリハリのある働き方のルール化

[具体的取組]

- 時差出勤の設定【平成29年度実施】
 - ・県立学校において、長期休業期間中の「時差出勤」を実施

※ 公務に支障のない範囲で、事前の申請により勤務開始・終了時刻を通常より30分又は1時間、早くする又は遅くする制度を導入
- 最終退校時刻の設定【各校にて随時実施】 ⇒ 全ての県立学校で設定済み
- ノー残業デーの設定【各校にて随時実施】 ⇒ 全ての県立学校で設定済み
 - ・学校全体での時間外業務時間の削減を推進するため、学校ごとに、月当たり2日以上の「ノー残業デー」（一斉退校日）を設定

※ 部活動休養日と同一日の実施、中学校区単位での小・中学校の連携など
- 学校閉庁日の設定【毎年度実施】 ⇒ 全ての公立学校で実施
 - ・長期休業中に年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備するため、県立学校において、8月13日から8月15日までの3日間、学校閉庁日を実施

※ 閉庁期間中は保護者や外部からの問い合わせや事務室等における窓口業務に対応する者を置かず、原則として課外授業や部活動等の児童生徒の活動は行わない。

柱3. 学校支援人材の活用

⑩ 学校業務支援員の配置

[具体的取組]

○ 学校業務支援員の配置・支援【毎年度実施】

・長時間勤務の実態が認められる小・中学校に、学校業務支援員を配置する市町を支援

※ 学校業務支援員の業務内容については、「VI 具体的な取組内容 柱3. ⑪」で説明

○ 市町教育委員会への情報提供【毎年度実施】

・学校業務支援員の効果的な活用事例等を取りまとめ、市町教育委員会へ提供

⑪ 地域連携活動支援員の配置

[具体的取組]

○ 地域連携活動支援員の配置・支援【毎年度実施】

・学校が行う地域と連携した取組に係る業務を担当する地域連携活動支援員を、モデル中学校区に配置する市町を支援

<地域連携活動支援員の業務内容>

◇学校運営協議会の運営補助(委員との連絡・調整、会議資料の作成、会場の準備、市町教委への報告書作成 等)

◇コミュニティ・スクールに係る来校者や関係機関等との対応窓口

◇コミュニティルームの管理

◇学校支援及び地域貢献活動における外部(地域コーディネーター)との連絡・調整

◇地域住民や関係機関等への広報・啓発(CSだよりの作成・配布、HPの更新)

○ 市町教育委員会への情報提供【毎年度実施】

・地域連携活動支援員の配置により地域連携活動が充実した好事例を取りまとめ、市町教育委員会へ提供

⑫ 部活動指導員の配置

[具体的取組]

○ 部活動指導員の配置・支援【毎年度実施】

・適切な休養日や活動時間の設定など部活動の適正化を進めている学校を対象に、部活動指導員を配置し、配置校における部活動指導体制の充実を促進

・部活動指導員を配置する市町を支援

※ 部活動指導員の業務内容(校長の管理下)については、「VI 具体的な取組内容 柱3. ⑫」で説明

○ 部活動指導員の人材確保・育成【毎年度実施】

・地域の人材や各種団体との円滑な連携を図りながら、部活動指導員や外部指導者等の配置を促進

・部活動指導員等の資質向上に向けた研修の充実、受講の促進

○ 学校体育団体等への要請【随時実施】

・部活動指導員による単独での生徒引率を可能にするために、学校体育団体等の引率規程の改正を要請

⑯ 地域連携教育アドバイザーの活用

[具体的取組]

- 地域連携教育アドバイザーによる助言・支援【平成30年度～令和2年度】
 - ・各学校において、コミュニティ・スクールや「地域協育ネット」の取組の充実に向けた助言・支援
 - ・主に学校・家庭・地域の連携・協働による学校課題の解決や、地域のネットワークを生かし、より多くの保護者や地域住民の参画による教育支援活動の充実に向けた取組を推進

<地域連携教育アドバイザーの業務内容>

- ◇学校訪問による管理職等への助言・支援
- ◇学校運営協議会、小・中学校合同の学校運営協議会への参加及び助言・支援
- ◇学校間連携、社会教育団体等との連携促進
- ◇地域研修会の企画・運営及び助言・講話
- ◇教職員・地域住民への好事例の紹介、CSだよりの作成啓発
- ◇市町教育委員会との情報共有
- ◇社会教育主管課と学校教育主管課の連携強化
- ◇公民館等との連携・行政間連携（教育委員会と首長部局）の促進

○ 市町教育委員会への情報提供【平成30年度～令和2年度】

- ・「やまぐち型地域連携教育」の充実により、学校・教職員の負担軽減や子どもと向き合う時間の確保につながった好事例等を、市町教育委員会へ提供

5 本県の時間外在校等時間の現状と課題

(1) 時間外在校等時間の現状（令和2年度）

[時間外在校等時間が1か月当たり45時間超、80時間超、100時間以上の人数・割合]

区分	小学校		中学校		県立学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
45時間超	1,451	34.5	1,148	46.4	753	22.1
80時間超	147	3.5	285	11.5	192	5.6
100時間以上	18	0.4	96	3.9	82	2.4

[教員一人当たりの1か月の平均時間外在校等時間]

	小学校	中学校	県立学校
平均時間外在校等時間	37.6 時間	45.9 時間	29.8 時間

[時間外在校等時間が1か月当たり45時間を超えた主な理由]

	部活動	生徒指導	学習指導	学年・学級	教材研究	校務分掌	地域連携	予見不能事案	その他
小学校	0.4%	4.6%	3.7%	38.8%	33.8%	16.5%	0.3%	1.1%	0.8%
中学校	24.8%	8.5%	2.7%	23.7%	14.8%	23.4%	0.4%	0.6%	1.2%
県立学校	50.0%	1.3%	2.7%	11.0%	13.1%	19.5%	0.2%	0.4%	2.0%

- ・小学校では、月45時間を超える人数の割合は、34.5%であり、その理由は、「学年や学級の業務のため」「教材研究のため」の割合が高い。
- ・中学校では、月45時間を超える人数の割合は、46.4%であり、その理由は、「部活動の指導のため」「学年・学級の業務のため」「校務分掌の業務のため」の割合が同程度で高い。
- ・県立学校では、月45時間を超える人数の割合は、22.1%であり、その理由については、「部活動の指導のため」が50%となっており、次に「校務分掌の業務のため」の割合が高い。

(2) 今後の課題

(1) に示した「時間外在校等時間が1か月当たり45時間を超えた主な理由」を踏まえ、各学校において、勤務時間外に行われている「学年や学級の業務」「教材研究」「校務分掌の業務」等について、さらに業務の効率化や削減を検討し、実行していく必要があります。併せて、勤務時間内での業務の遂行が可能となるよう、一層の工夫も必要です。

また、中学校と県立学校における部活動指導についても、更なる取組の改善が求められます。

III 新たな目標・期間

1 目標

令和2年3月に定めた「時間外在校等時間の上限に関する方針」（次ページ）に基づき、学校における働き方改革を推進していきます。

時間外在校等時間の上限方針の遵守

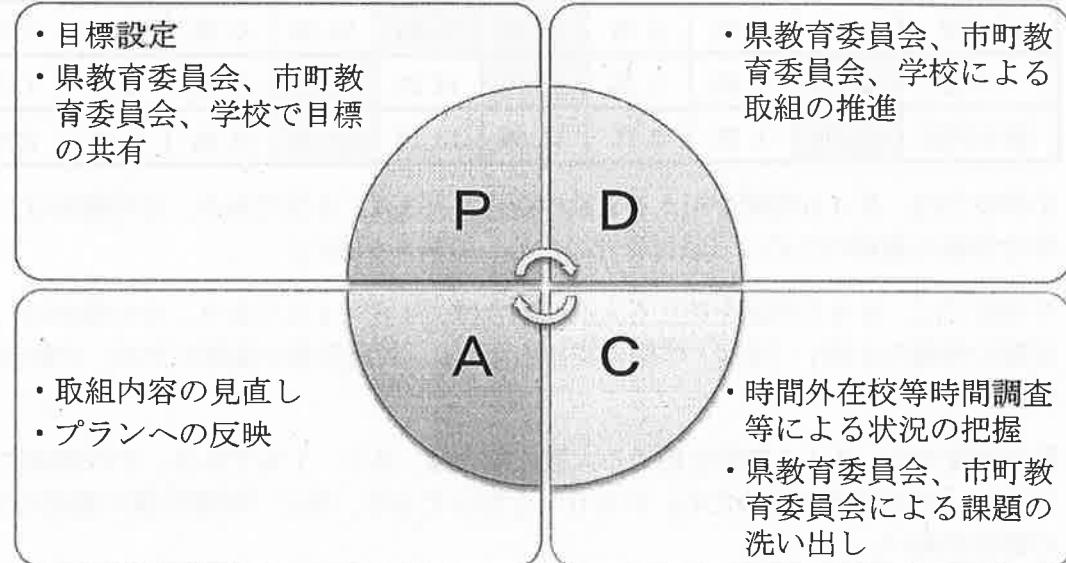
「月45時間、年360時間を超える教員の割合をゼロ%に近づける。」

2 期間等

プランの期間は、当面、令和6年(2024年)3月までとし、以下の視点を踏まえた見直しを行います。

[プランの見直しの視点]

- 時間外在校等時間の状況
- 具体的な取組の検証
- 国の施策 等



[令和2年度の時間外在校等時間が月45時間、年360時間を超える人数の割合]

	小学校	中学校	県立学校
月45時間超	34.5 %	46.4 %	22.1 %
年360時間超	66.6 %	77.3 %	40.2 %

※ 「通常予見することができない業務量の大幅な増加」に伴い臨時的に上限を超えて従事せざる必要がある場合は、月100時間未満、年720時間が上限（次ページ）となり、上表は、この場合の人数を含む。

参考 「時間外在校等時間の上限に関する方針」について

【法改正 (R1. 12)】

給特法が改正され、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」の策定について定められました。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」
第7条に規定する指針

【県条例及び規則改正 (R2. 03)】

条例において、教育委員会は、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとし、規則において、教育職員の時間外在校等時間の上限を定めました。

「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理
その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

「山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」

教育職員の在校等時間（※1）から正規の勤務時間を除いた時間が、上限時間を超えない範囲とする。

時間外在校等時間（※2）の上限時間

1か月について45時間、1年について360時間

臨時的に上限時間を超える場合

「通常予見することができない業務量の大幅な増加（※3）」に伴い臨時に上限を超えて従事させる必要がある場合は、次の①②の時間の範囲内とする。その場合も、③④の要件を満たすものとする。

- ① 1か月について100時間未満
- ② 1年について720時間
- ③ 45時間を超える月が1年について6月以内
- ④ 連続する複数月（2～6か月）の平均時間外在校等時間が80時間以内

※ 各市町教育委員会においても同様に規則で規定

※1 在校等時間：教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外的的に把握することができる時間（超勤4項目も含む）

<基本とする時間>		<在校している時間>
<加える時間>		<除く時間>
① 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間		② 勤務時間外における自己研鑽及びその他業務外の時間（※自己申告による） ③ 休憩時間

※2 時間外在校等時間：在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間

※3 通常予見することができない業務量の大幅な増加

具体的な事案の内容に応じ、教育委員会又は校長が判断。例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合など。

IV 取組の推進体制

学校における働き方改革推進室（県教育委員会）

- [構成] 理事(室長)、教育政策課長(室次長)、関係課長・班長(室員) 等
[役割] 改革に係る施策等の企画及び総合調整、進行管理 等

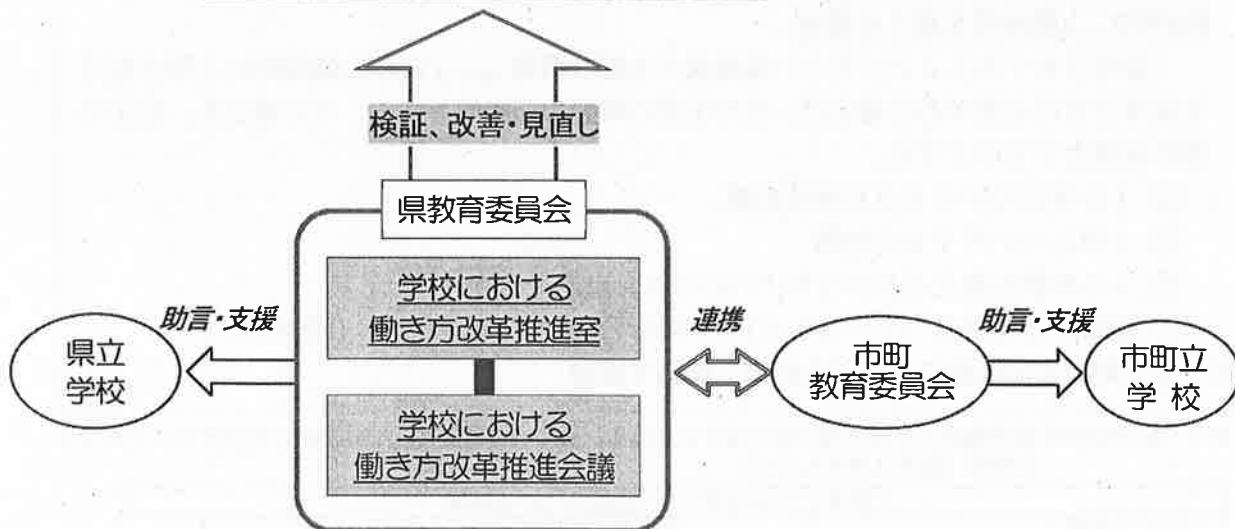
県教育委員会に設置した「学校における働き方改革推進室」において、改革に係る施策等の企画、総合調整及び必要に応じたプランの改善・見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

学校における働き方改革推進会議

- [構成] 県教育委員会：理事、審議監、各課副課長、各課室関係者
市町教育委員会関係者、小・中・高等学校各校長会長 等
[役割] 全県的な取組の加速化、情報共有、取組の検証 等
[体制] 会議に「業務精選検討部会」「ICT活用検討部会」「業務改善推進部会」を設置

「学校における働き方改革推進会議」において、市町教育委員会や校長会等と連携しながら、プランに基づく各種取組を積極的に展開します。

学校における働き方改革の推進



V 取組の柱

- 持続可能な学校の指導・運営体制の構築及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、これまでのプランの3つの柱「業務の見直し・効率化」「勤務体制等の改善」「学校支援人材の活用」を継承します。
- これまでのプランに基づく取組の状況や効果と課題を踏まえ、3つの柱の下、13の取組を設定します。
- 「ICTの活用」と「コミュニティ・スクールの仕組みの活用」を各取組に共通する視点として、学校における働き方改革を推進します。

3つの柱
・
13の取組

共通する視点

「ICTの活用」・「コミュニティ・スクール(CS)の仕組みの活用」

柱1. 業務の見直し・効率化

学校現場における業務の精選と業務量の適正化を図るとともに、ICTの効果的な活用により、学校における業務の更なる効率化を図ります。

- ① 事業・校務等の総点検と精選
- ② 統合型校務支援システムの導入と運用
- ③ 校務におけるICTの活用促進
- ④ 学校・教師が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

柱2. 勤務体制等の改善

改革推進の前提となる勤務時間の適切な把握に取り組むとともに、柔軟な勤務体制の整備や業務・活動時間のルール化等、勤務体制等の改善を図ります。

- ⑤ 勤務時間管理の適正化と継続的な状況把握
- ⑥ 意識改革を図る研修の充実
- ⑦ 部活動の適正化
- ⑧ 留守番電話の活用
- ⑨ メリハリのある働き方のルール化

柱3. 学校支援人材の活用

「チームとしての学校」の実現に向け、校務や地域連携活動、部活動等を支援する外部人材の更なる活用を図ります。

- ⑩ コミュニティ・スクールの仕組みの活用
- ⑪ 学校業務支援員の配置
- ⑫ 部活動指導員の配置
- ⑬ ICT支援員の配置

VI 具体的な取組内容

柱1. 業務の見直し・効率化

① 事業・校務等の総点検と精選

県教育委員会では、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、平成18年度から各種会議や諸調査の精選・簡素化に取り組んできました。

学校における働き方改革を県教育委員会全体で進めていくために、各課・室を越えた組織として、平成30年4月に設置した「学校における働き方改革推進室」の機能を生かし、今後も引き続き全庁体制で、学校の負担軽減につながるよう事業・校務等の総点検と精選を進めています。

[具体的取組]

ア 各種会議・諸調査の精選・簡素化

県教育委員会各課・室ごとの精選・簡素化にとどまらず、例えば「各課・室が開催する会議の一体的な開催」や「各課・室による類似の調査や重複項目の洗い出し、整理・統合」など、精選・簡素化の一層の推進を図ります。

イ 各種事業等の精選・簡素化

県教育委員会各課・室が所管する各事業について、相互の関連性や類似性を念頭に置き、各事業の総点検に取り組むとともに、スクラップ・アンド・ビルトを行うなど、精選・簡素化を着実に進めています。

ウ 教育関係団体等への協力依頼

学校に対しては、教育委員会からだけでなく、教育関係団体等から多くの調査や参加・協力の依頼がなされており、これらの精選・簡素化について、協力依頼を行います。

柱1. 業務の見直し・効率化

② 統合型校務支援システムの導入と運用

視点 I C T

統合型校務支援システムは、データベースを活用し、生徒の基本情報、成績処理、出欠管理、保健関係情報などを統合して管理・処理するシステムです。

これまで、各学校における校務事務では、業者に委託して構築したシステムを利用する学校が一部にある一方、多くの学校は、高いI C T活用能力を有する自校の特定の教員が構築したシステムを利用している状況がありました。特に、自校において開発したシステムにおいては、運用を担う特定の教員への負担が大きいという課題や開発した教員が異動した後の運用継続に支障が出るという課題がありました。

また、学校ごとに異なるシステムを利用しているため、新たな学校に着任するたびに当該校におけるシステムの操作を習得する必要がありました。

このため、令和元年度から全県統一の統合型校務支援システムの導入を進めており、学校における校務事務に関する業務を標準化・効率化することで、教職員の業務負担の軽減、生徒に向き合う時間の確保及び指導内容の充実をめざします。

[具体的取組]

ア 導入スケジュールの前倒し

これまでのプランで計画していた導入スケジュールを1年前倒しし、令和3年度に全ての県立高等学校、県立中等教育学校、県立中学校への導入を完了させます。

イ システム運用に係る学校へのサポート

システム運用に係る学校からの質問等に対応するヘルプデスクを設け、円滑な運用に向けたサポートを行います。

ウ 導入対象校種の拡大

県立特別支援学校及び市町立小中学校への統合型校務支援システムの導入を検討します。

柱1. 業務の見直し・効率化

③ 校務におけるICTの活用促進

視点 ICT

本県では、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大状況を踏まえ、コロナ禍においても児童生徒の学びを止めないために、当初の整備計画を前倒しし、令和2年度中に県内の全ての児童生徒に1人1台のタブレット端末を配備しました。

また、県立学校においては、教職員に対しても指導者用のタブレット端末を配備し、授業での活用はもちろん、校務においてもクラウドサービスが利用できる環境を整えています。

県教育委員会では、タブレット端末をはじめとしたICT環境を児童生徒に向けた教育活動のみならず、教職員の校務においても効果的に活用することで、業務の効率化につなげていきます。

[具体的取組]

ア ICT機器等を活用した教職員の業務の効率化

- 学習指導に係る業務（授業、授業準備、課題作成、課題配付、採点等）へのICTの積極的な活用を推進します。
 - ・デジタル教材やアプリケーション等を活用した授業準備・教材研究の効率化
 - ・クラウドサービスのアンケート機能等を利用した確認テスト（小テスト）や授業評価の実施、採点・集計の実施
 - Web会議システム等を活用した会議や研修会を実施します。
 - 職員会議等でのペーパーレス化を推進します。
 - 学校から家庭に配布する文書やアンケート等の電子化を推進します。
- ※ クラウドサービスを利用した保護者へのアンケート調査と結果集計の実施

イ 教職員のICT活用能力向上に向けた支援

- 学校におけるICT機器等の活用促進や教職員のICT活用能力向上に向けたサポート体制を充実させ、教職員の業務の効率化につなげます。
 - ・独立行政法人教職員機構（NITS）山口大学センターと連携した「ICT活用推進リーダー養成研修」の実施
 - ・やまぐち総合教育支援センターの「サテライト研修」の仕組みを活用し、県内各エリアでのICT活用に関する研修会を開催
 - ・令和2年度に、やまぐち総合教育支援センターが新たに開設したウェブサイト「やまぐちICT新たな学びラボ（通称YAMA-LABO）」において、教職員がICTを授業や校務で効果的に活用するために必要な資料や情報（各種アプリケーションの基本的な操作方法の解説、活用事例の紹介、新たな活用方法の提案 等）を発信

柱1. 業務の見直し・効率化

④ 学校・教師が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月）において整理された「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」の考え方を踏まえ、学校・教師が担う業務について、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、保護者・地域や関係機関・団体等の理解・協力を得ながら役割分担の検討を進めています。

[具体的取組]

ア 学校・教師が担う業務の役割分担等の検討

下記①～⑧の業務について、「学校における働き方改革推進会議」において、保護者・地域、関係機関・団体等との連携の在り方を含め、各業務の役割分担・適正化等の検討を行います。

※ 参考資料

「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」
(文部科学省 R2.7)

【学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務】

- ① 調査・統計等への回答に係る対応に関すること
- ② 児童生徒の休み時間における対応に関すること
- ③ 校内清掃に係る対応に関すること
- ④ 部活動に係る対応に関すること

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ⑤ 登下校への対応に関すること
- ⑥ 学校外における放課後や夜間などの見回り、児童生徒の補導への対応に関すること
- ⑦ 学校徴収金の徴収・管理に関すること
- ⑧ 地域ボランティア等との連絡調整に関する事（地域学校協働活動の一環として地域学校協働推進員等が担うべきものをいい、校務分掌等で教諭等の職務の内容として定められた地域学校協働活動推進員等との連絡調整の職務を除く。）

イ 学校運営協議会やP T Aを通じた保護者・地域への理解促進

視点 CS

学校運営協議会やP T A会合等において、学校・保護者・地域が、めざす学校像と現状課題とを共有し、それぞれの立場からその解決に向けた動きづくりについて合意形成する「熟議」を促進し、保護者・地域への理解を促進します。

ウ 新たな役割分担等に沿った業務の推進

視点 CS

保護者・地域、関係機関・団体等との連携が必要であると判断された業務については、新たな役割分担に基づいた業務の推進に向け、対応可能なものから保護者・地域等との連携・協働体制の構築を図っていきます。

教師の業務と判断されたものについても、その負担軽減について必要な取組を推進します。

柱2. 勤務体制等の改善

⑤ 勤務時間管理の適正化と継続的な状況把握

視点 I C T

学校における働き方改革を推進する上で、勤務時間の適正な把握は、取組推進の根本となります。

I Cカードで出退勤時刻を記録し、それを集計するシステムから得られた客観的なデータで教員の勤務時間の実態を常に正確に把握することで、学校における働き方改革の進捗状況を検証し、県教育委員会として講ずるべき手立ての検討に生かしていきます。

[具体的取組]

ア I Cカードを利用した勤務時間管理システムの整備・活用

プランに基づき、平成30年度に全ての県立学校にI Cカードにより出退勤時刻を把握するシステムを導入し、客観的な勤務時間の把握を開始しました。

その後、令和2年度までの運用の課題を踏まえた上で、「時間外在校等時間」を把握することができる新たなシステムを構築し、令和3年度から全ての県立学校において運用を開始しました。

学校からの意見等を踏まえながら、学校・教員にとって使いやすいシステムとなるよう、適宜改修を加えていきます。

イ 時間外在校等時間の状況の継続的な把握に基づく、働き方改革推進のP D C Aサイクル

- 各教員がシステムにより自身の時間外在校等時間の状況を把握し、自分の働き方の現状や推移等を認識することで、気付きを促し意識改革へつなげていきます。
- 県教育委員会が、各学校のシステムにより集計した所属教員の時間外在校等時間のデータを集約し、全県的な状況を把握することで、学校における働き方改革の進捗状況を踏まえた講ずるべき手立てを検討していきます。

ウ 市町教育委員会への働きかけ

I Cカードやタイムカード等による客観的な勤務時間管理が導入されていない市町に対しては、県立学校での導入・活用等の情報を伝え、早期の導入を働きかけていきます。

柱2. 勤務体制等の改善

⑥ 意識改革を図る研修の充実

学校における働き方改革を進めるためには、業務の見直し等と併せて、教職員自身の働き方も勤務時間を意識したものに変えていく必要があります。引き続き、教職員の「働き方」についての意識改革を進めていくため、市町教育委員会、やまぐち総合教育支援センターと連携を図り、研修の充実に取り組みます。

[具体的取組]

ア 学校における働き方改革に係る研修の充実

教職員一人ひとりが働き方を変えていく意識を強くもつことが重要なため、「チームとしての学校」の実現、タイムマネジメントの意識化、ワーク・ライフ・バランスの推進等についての研修会を開催します。

研修を受講した管理職や中堅教職員等が、各学校の中心となって働き方改革を推進します。

イ やまぐち総合教育支援センター研修の充実

やまぐち総合教育支援センターが開催する、各研修に「学校における働き方改革」の内容・視点を盛り込み、勤務時間を意識した働き方を推進します。

【参考】やまぐち総合教育支援センターが令和3年度に開催する研修講座

～「学校における働き方改革」を取り上げる研修講座～

区分	対 象	研修講座名
基 本 研 修 <small>(悉 く 研 修)</small>	管理職	新任校長研修、新任教頭・部主事研修、新任事務長課程研修
	教諭	初任者研修、6年次研修、中堅教諭資質向上研修
	養護教諭	新規採用者研修、6年次研修、中堅養護教諭資質向上研修
	栄養教諭	中堅栄養教諭等資質向上研修
	実習助手	新規採用者研修
	寄宿舎指導員	新規採用者研修、中堅寄宿舎指導員資質向上研修
	事務職員	事務主任課程研修、主査課程研修
専 門 研 修 <small>(希 望 研 修)</small>	教職員 ※14~16年次の者 ※10年次以上の者	「学校における働き方改革」研修

柱2. 勤務体制等の改善

⑦ 部活動の適正化

県教育委員会では、部活動の休養日や活動時間の設定等を盛り込んだ県の「運動部活動の在り方に関する方針（平成31年3月）」及び「文化部活動の在り方に関する方針（令和元年8月）」を策定（以下、「県部活動方針」という。）し、部活動運営の体制整備や部活動に係る教員の負担軽減に向けた取組を進めてきました。

今後は、県部活動方針及び市町教育委員会の部活動方針（以下、「市町部活動方針」という。）に則り、各学校で策定された部活動方針（以下、「学校部活動方針」という。）に基づく活動の徹底を図るとともに、国が示す休日の部活動の段階的な地域移行に向けた「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方向性を踏まえ、国と連携し、その実現に向けた実践研究に取り組むこと等により、生徒にとって望ましい部活動環境の構築や教員の負担軽減につながるよう、部活動の適正化を図ります。

[具体的な取組]

ア 部活動（運動部・文化部）の活動方針に基づく活動の徹底

教育委員会において、各学校における部活動の実施状況を把握し、活動時間や休養日等が、県部活動方針や市町部活動方針、学校部活動方針に沿って遵守されているかを点検するとともに、必要に応じて指導及び助言を行います。

また、各学校においては、毎年度、学校部活動方針の見直しを行い、その方針や年間・月間活動計画を学校ホームページ等で公表するなどの取組により、部活動の適正化を図ります。

イ 部活動運営のための新たな体制整備の検討（地域部活動の検討）

～ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 ～

国（スポーツ庁・文化庁）が推進する中学校における休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に取り組むため、公立中学校において実践研究を実施します。

また、県内関係機関や企業・団体等で構成する協議会において、実践研究校による成果や課題等を検証・改善することにより、学校と地域が融合した部活動運営の新たな体制整備の検討を進めます。

※ 部活動指導員の配置については「柱3. ⑫」で説明

ウ 外部団体等と連携した取組の推進

学校体育・文化団体等と連携・協力し、生徒や部顧問に過度な負担とならないよう、大会やコンクール等の見直しを主催者に要請するとともに、各学校に対し、出場する大会等の精選を促します。

また、今後、国において研究が進む他校との合同部活動やICTを活用した指導、地方大会等の在り方の整理等の動向を注視し、学校体育・文化団体等との連携により、本県における合理的で効率的な部活動の推進に取り組みます。

なお、運動部活動においては、スポーツ競技の国内統括団体が作成した指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例など）の積極的な活用を推進します。

柱2. 勤務体制等の改善

⑧ 留守番電話の活用

県立学校においてはプランに基づき、平成30年度に「留守番電話」と緊急時の連絡手段確保のための「緊急用携帯電話」を整備しました。

整備した留守番電話を活用することで、緊急時を除き、教職員の時間外の電話対応の負担を軽減していきます。

[具体的取組]

ア 時間外の留守番電話対応

平日の勤務時間外や土曜日・日曜日の保護者や外部からの電話による問い合わせ等は、緊急時を除き、整備した留守番電話による対応とします。

なお、留守番電話による対応時間は、各学校の実態に応じて勤務時間外に設定します。

イ 保護者・地域への理解促進

視点 CS

保護者や地域の期待に応えるという使命感に基づく「子どものためであれば、どんな長時間勤務（休日返上）もよしとする。」という働き方により、教師が疲弊していくことは、結局は子どものためにならないということを保護者に理解していただくことが重要です。

自校の教職員の働き方の現状について、学校運営協議会やPTA会合等での共有を促進するとともに、時間外における留守番電話対応への理解と協力を、保護者や地域に発信していきます。

ウ 市町教育委員会への情報提供

留守番電話が導入されていない市町に対しては、県立学校での導入・運用等の情報を提供します。

柱2. 勤務体制等の改善

⑨ メリハリのある働き方のルール化

現在、各学校においては、業務改善の推進に向けた具体的な取組として、学校ごとに「最終退校時刻」や「ノー残業デー」等を設定しています。引き続き、市町教育委員会と連携し、勤務時間を意識した働き方の推進や、年次有給休暇等の取得促進などの観点から、「時差出勤」「最終退校時刻」「ノー残業デー」「学校閉庁日」等の設定を、全県的に推進していきます。

[具体的取組]

ア 時差出勤の設定（平成29年度から本格実施）

勤務時間を意識した多様な働き方を推進するため、県立学校において、長期休業期間中の「時差出勤」を実施しています。公務に支障のない範囲で、事前の申請により勤務開始・終了時刻を通常より30分または1時間、早く、または遅くすることができます。

イ 最終退校時刻の設定（令和元年度から本格実施）

教員の長時間勤務の改善、時間管理の意識を高めていくため、各学校において「最終退校時刻」を設定しています（季節や業務の繁閑により設定時刻を変更するなど、状況に応じた取組を進めます。）。

ウ ノー残業デーの設定（令和元年度から本格実施）

学校全体での時間外業務時間の削減を推進するため、学校ごとに、月当たり2日以上の「ノー残業デー」（一斉退校日）を設定し、全ての教職員が勤務時間終了後、速やかに退校するようにしています。部活動休養日と同一日の実施や、中学校区単位で小・中学校が連携して実施するなど、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

エ 学校閉庁日の設定（令和元年度から本格実施）

長期休業中に年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備するため、県立学校では夏季休業中に3日間、学校閉庁日を設定しています。閉庁期間中は保護者や外部からの問い合わせや事務室等における窓口業務に対応する者を置かず、原則として課外授業や部活動等の児童生徒の活動は行いません。

オ 国の法改正を踏まえた規定の整備

令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定や「休日のまとめ取り」のための一年単位の変形労働時間制の活用について定められ、その後、指針等が策定されました。これを受けた県教育委員会では、教職員の勤務時間に関する規定の整備を行いました。

○ 時間外在校等時間の上限に関する方針

条例及び教育委員会規則を改正し、令和2年度から教育職員の時間外在校等時間について、「月45時間以内、年360時間以内」となるよう業務量の適切な管理を行うことしました。

○ 「休日のまとめ取り」のための一年単位の変形労働時間制

令和3年4月1日の国の法の施行に合わせて、本制度が適用可能となるよう、関係条例等の改正を行いました。

柱3. 学校支援人材の活用

⑩ コミュニティ・スクールの仕組みの活用

視点 CS

学校における働き方改革を加速化するには、これまでに掲げた取組を着実に実施するとともに、本県が推進する「山口県の地域連携教育」による学校・家庭・地域が連携・協働する取組を充実していくことが大切です。このため、全県で導入が完了したコミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校運営・学校教育の質の向上を図ることで、学校における働き方改革を推進します。

[具体的取組]

ア 多様な人々による熟議・協働活動の促進

- 子どもたちをめぐる現状や課題、県内の好事例等に関する情報や「熟議」のノウハウ等を提供する「熟議」サポート事業による支援を行います。
- 地域連携教育エキスパートを派遣し、県立学校及び市町教育委員会におけるコミュニティ・スクールの取組（学校運営における課題解決）への助言・支援等を行います。
- 放課後等における多様なプログラムや地域未来塾など、地域ぐるみの教育活動を推進します。

イ 人材（コーディネーター）の養成及び活躍の場の創出

- コーディネーターとして必要な知識・技能を身に付ける「地域協育ネットコーディネーター養成講座」（年7回）や、さらに高いスキルを身に付ける「地域協育ネットコーディネーターステップアップ講座」（年4回）の受講促進及び人材の養成を図ります。
- 講座の修了者には、各地域における講座のサポート等を依頼して、市町教育委員会と連携して活躍の場を創出します。
- すでに、学校間の連携や地域の支援者との連絡調整等を行うコーディネーター等の立場にある方には、市町教育委員会と連携して、法に位置付けられた「地域学校協働活動推進員」への委嘱を促進します。

柱3. 学校支援人材の活用

(1) 学校業務支援員の配置

県教育委員会では、平成29年度にモデル地域において、学校の事務的業務を補助する業務アシスタントの活用に係る実践研究に取り組みました。その成果や国の動向等を踏まえ、教員の長時間勤務を改善するため、平成30年度から小・中学校に学校業務支援員を配置する市町を支援しています。

[具体的取組]

ア 学校業務支援員の配置・支援

長時間勤務の実態が認められる小・中学校に、学校業務支援員を配置する市町に対し、必要な支援を行います。

<学校業務支援員の業務内容>

- 印刷等業務
学習プリント、学年・学級だより、会議資料、各種連絡文書の印刷・仕分け 等
- 学習・学級事務業務
提出物の点検、集金・会計の補助、各種作品掲示、教材・教具の準備・片付け 等
- 集計・データ入力等業務
各種データ入力・集計、学習関係のデータ処理、各種資料・簿冊整理 等
- 校務分掌等業務
学校行事等補助、進路事務、保健室業務 等

※ 市町教育委員会は域内の学校業務支援員配置校に対して、効果的な活用方法等の助言を行うとともに、時間外業務時間の削減状況等を基に、配置・活用について検証します。

イ 市町教育委員会への情報提供

県教育委員会は、学校業務支援員の効果的な活用事例等を取りまとめ、市町教育委員会へ情報提供するなど、学校業務支援員の有効的な活用の促進を図ります。

柱3. 学校支援人材の活用

(12) 部活動指導員の配置

技術指導が困難な運動部活動等に対し、専門的な指導や、大会への引率等を行うことなどを職務とする「部活動指導員」を計画的に配置することにより、部活動の指導体制の充実を図るとともに、部活動に係る教員の負担を軽減します。

[具体的取組]

ア 部活動指導員の配置・支援

県部活動方針を遵守し、部活動の適正化を進めている学校を対象に、部活動指導員を配置し、配置校における部活動指導体制の充実を図るとともに、部活動に係る教員の負担軽減を図ります。また、部活動指導員を配置する市町に対し、必要な支援を行います。

<部活動指導員の業務内容（校長の管理下）>

- 専門的技術指導
- 大会等の生徒引率
- 該当部活動の担当教員との連絡・調整 等

※ 県及び市町教育委員会は、域内の部活動指導員配置校に対して、効果的な活用方法等の助言を行うとともに、時間外在校等時間の削減状況等を基に、取組の検証を行います。また、部活動指導員の効果的な活用事例等を取りまとめ、活用の促進を図ります。

イ 部活動指導員の人材確保・育成

地域の人材や各種団体との円滑な連携を図りながら、部活動指導員や外部指導者等の配置促進を着実に進めるとともに、部活動指導員等の資質向上に向けた研修の充実、受講の促進を図ります。

ウ 学校体育・文化団体等への要請

部活動指導員による単独での生徒引率を可能にするために、学校体育・文化団体等の引率規程の改正を要請します。

柱3. 学校支援人材の活用

(13) I C T 支援員の配置

視点 I C T

本県では、全国に先駆け、令和2年度中に全ての児童生徒に1人1台のタブレット端末を整備するとともに、県立学校の教員にも指導者用のタブレット端末を整備しました。また、これに併せて、全ての県立学校の普通教室及び一部特別教室等に無線LAN環境や大型提示装置を整備しました。

こうしたI C T環境を活用して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、子どもたちの可能性を広げるために、令和3年度から「やまぐちスマートスクール構想」をスタートさせました。

I C Tの効果を最大限に生かした教育活動に取り組んでいくためには、教員各自のI C T活用指導力の向上が必要です。しかし、急速に進んだI C T整備に伴う教育環境の劇的な変化に教員が対応するためには、I C T機器導入初期の段階での支援と、運用を開始してからの日常的な支援が必要です。

このため、県教育委員会はI C T支援員の配置を行い、教員に対するこれらの支援をすることで教員の負担を軽減します。

[具体的取組]

ア I C T 支援員の配置と派遣

I C T支援員を定期的に学校に派遣し、教員の日常的なI C T活用をサポートすることで教員の負担を軽減します。

イ ヘルプデスクの設置

I C T支援員不在時の対応や、高度な技術的な問い合わせへの対応を可能にするため、ヘルプデスクを設置し、電話やオンライン等で教員を支援します。

< I C T 支援員・ヘルプデスクの業務例 >

- I C T機器（タブレット端末、校内ネットワーク、大型提示装置 等）の諸設定
- I C T機器のトラブルへの対応
- 生徒・教員のアカウント管理（付与・削除・更新 等）
- クラウドサービス等を利用した学習活動の実施に向けた支援 等

VII 県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用

1 県教育委員会

- 本プランに基づく各種取組を積極的に展開し、県立学校における働き方改革を推進します。
- 県立学校における働き方改革が、広く県下の市町立小・中学校においても取り組まれるよう、市町教育委員会に対して、本プランに基づく取組やその成果を積極的に情報提供するとともに、必要な支援を行います。
- 学校における働き方改革に係る全国や県内の好事例を全県に普及させるとともに、本プランの改善・見直しに反映させ、改革の実効性を高めていきます。

2 市町教育委員会

- 本プランに基づく県教育委員会や他の市町教育委員会の取組等を参考しながら、管内の各小・中学校における働き方改革に向けた主体的な取組を展開します。

3 学校

- 本プランの趣旨を踏まえ、教育委員会から助言・支援を受けながら、全教職員の共通理解の下、各学校の実情に応じた働き方改革の着実な推進を図ります。
- 学校評価に働き方改革（業務改善）の項目を明確に位置付け、外部からの助言・評価を踏まえ、取組の改善・充実を図ります。

令和3年度山口県文化財専門員（考古）採用選考試験 募集案内（令和4年度採用予定）

令和 3年 6月
山口県教育委員会

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によっては、実施内容の変更（試験の延期・試験会場の変更等）を行う場合があります。

変更がある場合は、山口県ホームページの「募集・試験案内」においてお知らせしますので、必ず確認をしてください。

また、第1次選考（書類審査）合格者については、選考結果をお知らせする通知に、第2次選考における留意事項（マスク着用の有無等）が記載されていますので、必ず確認の上、試験会場へお越しください。

1 職種、専門分野、採用予定人員及び職務内容等

職種	文化財専門員（考古）
専門分野	考古学、文化財学
採用予定人員	1名程度
職務内容等	<p>山口県教育委員会事務局、山口県立山口博物館、山口県埋蔵文化財センター（指定管理）において、埋蔵文化財等に関する業務その他の行政事務に従事します。</p> <p>○埋蔵文化財の保護・活用 ○埋蔵文化財の発掘調査の指導・調整 ○考古資料（遺構、遺物）等に関する調査研究、資料収集、展示、教育普及、研究発表等 ○その他、文化財保護行政に関すること</p>

2 採用予定日 令和4年4月1日

3 応募資格

(1) 次のいずれにも該当する者が応募できます。

ア 昭和52年（1977年）4月2日以降に生まれた者

イ 大学又は大学院で考古学又は文化財学を専攻又は研究した者で、大学院の修士課程修了（令和4年3月31日までに修了見込みの者を含む。）又は、同等の研究経験・実務経験を有する者

ウ 博物館法（昭和26年法律第285号）に定める学芸員の資格を有する者（令和4年3月31日までに資格取得見込みの者を含む。）

(2) 上記（1）にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 選考方法

(1) 第1次選考 令和3年8月中旬に書類選考を行います。

選考結果は、合否にかかわらず応募者全員に通知します。

区分	配点	審査内容
書類審査	225点	提出された職務等経歴書等に基づき、書類審査を行います。

(2) 第2次選考 第1次選考合格者について、令和3年9月12日(日)に行います。

試験会場は、以下のとおりです。

山口県山口市滝町1-1 山口県庁本館棟14階 教育庁教育委員会室等
最終合格者の発表時期は、10月上旬を予定しています。

区分	配点	試験内容
面接試験Ⅰ	200点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

※各選考において一定の基準に満たない場合は不合格となります。

【採用時の職位の審査（実務経験が7年以上かつ30歳以上の者が対象】

区分	試験内容
面接試験Ⅱ	事前に提出された職務等経歴書等に基づき、試験官による質疑応答を行います。

5 応募手続

(1) 応募書類の請求

応募に必要な書類は、山口県教育庁社会教育・文化財課（〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号）に請求してください。山口県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「文化財専門員応募書類請求」と朱書きし、住所、氏名及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cm程度の大きさ）を必ず同封してください。

(2) 提出書類

- ア 職務等経歴書（別紙様式1）
- イ 最終学校卒業（見込）証明書
大学院修了（見込）者は、大学の卒業証明書も添付してください。
- ウ 最終学校成績証明書（全学年記入のもの）
大学院修了（見込）者は、大学の成績証明書も添付してください。
- エ 学芸員資格（取得見込）証明書
- オ 研究調査業績調書（別紙様式2）
- カ 埋蔵文化財発掘調査に関する主な経歴（別紙様式3）
従事期間、遺跡名、調査機関名、従事職種、業務内容等を記載してください。
- キ 展示・講座に関する主な経歴（別紙様式4）
従事期間、展示企画展名・講座名、展示内容・講座内容、実施機関名、従事職種、業務内容等を記載してください。
- ク 添付するもの
・主要な業績（修士論文又はこれに相当するもの）の原本又はその写し（2点以内）

・原本又はその写しを提出する主要な業績のうち、1点の要約（4,000字以内）

（3）提出方法

受付期間	令和3年6月24日（木）から令和3年7月26日（月）まで
提出方法	上記提出書類に必要事項を記入し、下記提出先へ郵送してください。 郵送にあたっては、封筒の表に「文化財専門員採用応募書類在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。 令和3年7月26日（月）までの消印のあるものは有効とします。
提出先	山口県教育庁社会教育・文化財課 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

（4）その他

応募書類は返却しませんので、御注意ください。

6 採用後の任用

- (1) 採用後は、原則として一般職の文化財保護主事もしくは学芸員としての任用になります。
- (2) 採用時において、学芸員資格を有していない場合は、採用される資格を失います。
- (3) 埋蔵文化財発掘調査及び発掘調査報告書作成等の実務経験もしくは学芸員としての実務経験が、7年以上かつ30歳以上の方については、別途、職務等経歴書等及び面接試験Ⅱに基づき、より上位の職位での格付け（主任主事級文化財専門員、主任級文化財専門員、もしくは専門学芸員、主任級学芸員）について審査を行います。

7 給与

初任給は、各人の経験によって異なりますが、おおむね下表のとおりです。

（令和3年4月現在）

区分	勤務地	初任給
○文化財保護主事 (24歳で採用の場合)	教育委員会事務局 埋蔵文化財センター	201,200円
○学芸員 (24歳で採用の場合)	博物館	209,800円
○主任主事級文化財専門員 (30歳で採用の場合)	教育委員会事務局 埋蔵文化財センター	246,600円
○専門学芸員 (30歳で採用の場合)	博物館	266,300円
○主任級文化財専門員 (40歳で採用の場合)	教育委員会事務局 埋蔵文化財センター	289,000円
○主任級学芸員 (40歳で採用の場合)	博物館	313,900円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

8 選考結果の開示

- (1) この選考の結果については、山口県個人情報保護条例第19条の規定により、下表に基づき、口頭による開示の申出をすることができます。

選考	開示申出ができる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次選考	受験者	得点及び順位	各選考の合格発表日から1年間	山口県教育庁社会教育・文化財課 (山口県庁本館棟13階)
第2次選考				

- (2) 電話、ハガキ等による開示の申出はできません。
 (3) 開示を申し出る場合は、運転免許証など本人確認ができるものを持参のうえ、開序日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに、本人が直接開示場所へおいでください。

9 お問い合わせ先

山口県教育庁社会教育・文化財課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

電話 083-933-4650

試験会場案内図



(様式1)

職務等経歴書

令和 年 月 日 現在

ふりがな 氏名	性別	写真貼付欄 (3.5cm×4.5cm) 最近3月以内に撮影のもの 上半身、正面向きの写真
生年月日	年 月 日 生(満 歳)	
ふりがな 現住所	電話番号 自宅 携帯	
ふりがな 連絡先(現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入) (〒 一)	電話番号	

学歴

年	月	学歴
		高等学校卒業

職歴等(職歴及び業務内容等を記入してください。)

年	月	職歴等
	月から 月まで	

年	月	職歴等
	月から 月まで	

免許・資格等

年	月	免許・資格等

志望動機等

私は、募集案内に掲げてある応募資格をすべて満たしており、また、この職務等経歴書のすべての記載内容は事実に相違ありません。

令和 年 月 日

応募者氏名
(自署)

(様式2)

氏名 _____

研究調査業績調書

主な論文、報告書等の執筆・参画歴

○印	題名	内容(20字×10行)	担当部分	発表の時期 及び方法

○印	題名	内容（20字×10行）	担当部分	発表の時期及び方法

*記入欄が不足する場合は継紙により記入してください。

*記入方法

研究調査業績の記入は次の区分順序とし、同一事項のものについては年代順に記入してください。

- (1) 修士論文等（卒業論文・修士論文・博士論文を明示してください）
- (2) 著書（単著・共著・編著を明示してください） (3) 論文（学会誌・論文集等に発表したもの）
- (4) 研究調査報告、埋蔵文化財発掘調査報告 (5) 口頭発表

*内容欄は、200字以内で記載してください。

*担当部分欄は、分担した内容（文章執筆、図面作成等）を記載してください。

*研究調査業績で代表的なもの2件に○印をつけてください。

(様式 3)

氏名

埋蔵文化財発掘調査に関する主な経歴

	従事期間	都道府県・市町村名及び遺跡名	調査機関名	従事の職種	業務内容
記入例	令和2年8月から約6ヶ月	山口県山口市〇〇遺跡	山口県教育委員会、〇〇大学〇〇学部〇〇研究室	調査員、補助員、アルバイト等	調査指示、遺構掘削、実測測量、撮影等

(様式4)

氏名 _____

展示・講座に関する主な経歴

記入例	従事期間	・展示企画展名 ・講 座 名	・展示の内容 ・講座の内容	実施機関名	従事の職種	業務内容
	令和2年8月 約2週間	・○○展 ・△△講座	・土器等の遺物 を展示 ・講師として△ △を解説	○○博物館、○○郷土 資料館、○○埋蔵文化 財センター、○○大学 ○○学部○○研究室等	学芸員、補助 員、アルバイト等	・展示、企画、 図録作成等 ・講座の企画・ 運営・講師等

